

資金管理業務規程の変更（新旧対照表）

〔変更理由〕

継続検査時等預託における再資源化預託金等の收受及び預託証明の方法の一部を変更するため、資金管理業務規程第6条第1項(2)及び第11条(2)を変更する。(変更箇所は下線部分)

項目	業務規程(現行)	業務規程(新)
第3章 再資源化預託金等の預託	<p>(再資源化預託金等の收受)</p> <p>第6条 資金管理センターは、次に掲げる方法により、自動車所有者から再資源化預託金等を收受する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 継続検査時預託、構造等変更検査時預託及び中古新規登録・検査時預託(平成17年2月1日前に最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車に関して、平成17年2月1日以後における最初の自動車検査証の返付を受けるとき(当該自動車検査証の返付前に平成17年2月1日以後における最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受ける自動車にあっては、当該自動車の登録又は自動車検査証の交付を受けるとき)までに自動車所有者が行う再資源化預託金等の預託。平成17年2月1日から3年間の時限的な措置とする。)</p> <p>運輸支局(検査登録事務所等を含む)又は軽自動車検査協会事務所(支所を含む)(以下「運輸支局等」という。)に現車が持ち込まれる<u>認証整備事業者</u>経由の検査又は個人による継続検査等に対応した收受 資金管理センターは、運輸支局等内又は近傍に専用端末を設けて再資源化等料金の照会及び請求書の発行等に応じ、かつ、運輸支局等内又は近傍の団体に委託することにより再資源化預託金等を收受する。</p> <p><u>指定整備事業者等</u>経由の継続検査等に対応した收受 資金管理センターは、<u>指定整備事業者等</u>に再資源化預託金等の收受に必要な業務を委託する。この場合、<u>指定整備事業者等</u>は、インターネット経由又はファクシミリ等の手段により再資源化等料金の預託申請等を行い、<u>指定整備事業者等</u>からの口座引落とし若しくは郵便局を利用したの払込み又はコンビニエンスストアにおける払込みにより再資源化預託金等の送金を受ける。</p> <p>(3)(略)</p>	<p>(再資源化預託金等の收受)</p> <p>第6条 資金管理センターは、次に掲げる方法により、自動車所有者から再資源化預託金等を收受する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 継続検査時預託、構造等変更検査時預託及び中古新規登録・検査時預託(平成17年2月1日前に最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受けた自動車に関して、平成17年2月1日以後における最初の自動車検査証の返付を受けるとき(当該自動車検査証の返付前に平成17年2月1日以後における最初の自動車登録ファイルへの登録又は最初の自動車検査証の交付を受ける自動車にあっては、当該自動車の登録又は自動車検査証の交付を受けるとき)までに自動車所有者が行う再資源化預託金等の預託。平成17年2月1日から3年間の時限的な措置とする。)</p> <p>運輸支局(検査登録事務所等を含む)若しくは軽自動車検査協会事務所(支所を含む)又は出張検査場(以下「運輸支局等」という。)に現車が持ち込まれる<u>整備事業者</u>経由の検査又は個人による継続検査等に対応した收受 資金管理センターは、運輸支局等内又は近傍に専用端末を設けて再資源化等料金の照会及び請求書の発行等に応じ、かつ、運輸支局等内若しくは近傍の団体又は出張検査を運営・管理する団体等に委託することにより再資源化預託金等を收受する。</p> <p><u>整備事業者等</u>経由の継続検査等に対応した收受 資金管理センターは、<u>整備事業者等</u>に再資源化預託金等の收受に必要な業務を委託する。この場合、<u>整備事業者等</u>は、インターネット経由により再資源化等料金の預託申請等を行い、<u>整備事業者等</u>からの口座引落とし又は郵便局を利用したの払込み若しくはコンビニエンスストアにおける払込みにより再資源化預託金等の送金を受ける。</p> <p>(3) (略)</p>
第4章 再資源化預託金等の預託に関する証明	<p>(国土交通大臣等に提示する預託証明書)</p> <p>第11条 資金管理センターは、国土交通大臣等による預託確認実務を円滑なものとするため、次に掲げる業務を行い、当該押印又はシールの貼付のある書類を法第74条又は法附則第10条の規定により国土交通大臣等に提示する預託証明書とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 継続検査時預託、構造等変更検査時預託及び中古新規登録・検査時預託 資金管理センターは、車検場団体に委託して、再資源化預託金等が預託済である旨の押印を、継続検査時預託及び構造等変更検査時預託の場合には自動車検査証等に、中古新規登録・検査時預託の場合には一時抹消登録証明書等に行う。(平成17年2月1日から3年間の時限的な措置とする。)</p>	<p>(国土交通大臣等に提示する預託証明書)</p> <p>第11条 資金管理センターは、国土交通大臣等による預託確認実務を円滑なものとするため、次に掲げる業務を行い、当該押印又はシールの貼付のある書類を法第74条又は法附則第10条の規定により国土交通大臣等に提示する預託証明書とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 継続検査時預託、構造等変更検査時預託及び中古新規登録・検査時預託 資金管理センターは、車検場団体又は出張検査を運営・管理する団体等に委託して、再資源化預託金等が預託済である旨の押印を、継続検査時預託及び構造等変更検査時預託の場合には自動車検査証等に、中古新規登録・検査時預託の場合には一時抹消登録証明書等に行う。(平成17年2月1日から3年間の時限的な措置とする。)</p>